

消防の動き



2009
6
No.459

- 平成21年度消防防災施設等整備費補助金の交付決定
- 「救急業務高度化推進検討会」報告書の公表
- 平成21年度消防庁補正予算(案)の概要



FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



空にきらめく 信頼の命綱 消防防災ヘリコプター

地域の安心・安全を
守るため、
今日も空を
翔けています。



全国航空消防防災協議会 後援  総務省消防庁

消防防災ヘリコプター広報用ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。
消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

札幌消防の歩む道



札幌市消防局長 松井 英樹

札幌市は、昭和47年の政令指定都市移行後、今や189万人都市となるまでに大きく発展を遂げました。この30年余りの間、札幌市の安全・安心の確保に尽力した、いわゆる団塊の世代の職員の大量退職により、当消防局においては今後10年余りの間に職員の約半数が入れ替わることが予想されます。

職員の急激な世代交代は、ともするとこれまで培われてきた知識や技術の喪失を招く恐れがあり、これまで以上に効果的な技術伝承方策の構築等、消防力の維持・向上に向けた対策が喫緊の課題となります。

また、厳しい財政状況の中、高齢化の進展や建築物の高層化等の都市構造の変化による消防需要の多様化に、的確かつ柔軟に対応する組織であり続けるためには、中長期的展望のもとでの経営資源(人材、予算、施設装備)の適正配分が不可欠と考えます。

このような背景から、当消防局では、今後約10年を見据えた局の課題と具体的施策をまとめた『札幌市消防局運営方針 (S M a P)』を、本年2月に策定しました。

略称である「S M a P」は、“Sapporo fire bureau Management Policy”の頭文字を取ったものですが、札幌消防(S)の進むべき道を示した地図(M a P)という意味も込めており、各年度の事業・予算等、当局のすべての施策・事業の礎となるものとして位置づけ、職員への周知を図っているところです。

このS M a Pの中で、上述の背景を反映した重点項目として、消防署所の再配置や三部制勤務の導入検討を挙げており、三部制勤務については本年4月より、10消防署のうち2署で先行実施を始めたところです。今後は、全署への導入を目指し、この2署での運用における課題や問題点を整理・検討していく所存です。

また、この4月に2機目の消防ヘリコプターを新たに配備し、これにより、断続的に発生する点検整備等で年間数十日あった出動不能状態を解消し、通年運航体制を確立することができました。新しい機体には赤外線カメラも搭載しており、ヘリコプターの機動力・情報収集能力を活かした消防・救急活動により、札幌市内のみならず広域的な消防力の充実・強化に貢献できるものと確信しております。

このほか、一層の組織能力の向上を図るための「目指す職員像」を明確にし、その実現に向けた人材育成の取組をまとめた人材育成基本方針の策定や、法令違反の是正体制強化など、消防行政のあらゆる分野における推進課題をS M a Pの中に盛り込み、今後10年の具体的な到達目標としています。

札幌市のまちづくりは、インフラ整備もほぼ終え、今後はそれらの資産を十分に活用しながら市民と協働してまちの個性を創造していく、いわば成長期から成熟期へと移行しようとしています。当消防局も、都市の成長とともに大きくなった組織を、今度はいかにコンパクトかつ強固で機能的な組織体制に再構築していくか、その大きな舵取りの時期を迎えていると感じております。

市民の負託に応え、市民生活の安全・安心を確保し、「安全・安心を誇れる街さっぽろ」を創造するため、S M a Pというひとつの地図を道しるべに、消防職員一丸となって様々な課題に取り組んでいきます。



平成21年度消防防災施設等整備費補助金の交付決定

消防・救急課

消防庁は4月24日付けで、平成21年度の消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定を以下のとおり行いました。

平成21年度予算額は、消防防災施設整備費補助金が31億61百万円、緊急消防援助隊設備整備費補助金が50億1百万円の総額81億62百万円（対前年度1.1%減）となっています。

1 交付決定の概要

(1) 交付決定額

交付決定額の総額は76億9百万円で、その内訳は以下のとおりです。

- ① 消防防災施設整備費補助金 26億35百万円
- ② 緊急消防援助隊設備整備費補助金 49億74百万円

(2) 補助金の主な対象施設・設備及び数量

消防防災施設整備費補助金の主な対象施設は、以下のとおりであり、それぞれ交付決定を行いました。

- 耐震性貯水槽 601基
- 高機能消防指令センター総合整備事業 5箇所

また、緊急消防援助隊設備整備費補助金の主な対象設備は、以下のとおりであり、それぞれ交付決定を行いました。

- 災害対応特殊消防ポンプ自動車 100台
- 災害対応特殊救急自動車 108台
- 救助工作車 22台
- 救助消防ヘリコプター 3機

(3) 具体例

交付決定した事業及び交付決定額の具体例は以下のとおりです。

- 高機能消防指令センター総合整備事業（Ⅲ型）
柏市（千葉県） 2億35百万円
- 救助消防ヘリコプター（ヘリコプターテレビ電送システム、ヘリコプター衛星電話等を含む。）
東京消防庁（東京都） 2億47百万円
大阪市（大阪府） 2億82百万円
北九州市（福岡県） 3億49百万円

2 都道府県別補助金交付決定状況

各都道府県別の交付決定額は、次頁の表のとおりです。

3 その他

今回の交付決定において、消防防災施設整備費補助金については、地方団体からの要望に概ね応えることができましたが、緊急消防援助隊設備整備費補助金については、予算額を大幅に上回る要望が寄せられたため、約8割の事業について交付したところでは、

また、地方団体において契約等を早期に行うことができるよう、昨年度に引き続き交付決定を4月に行ったところですので、今回交付決定された地方団体におかれましては、直ちに契約事務に着手し、額の変更が生じた場合には速やかに変更の手続きを行っていただくようお願いします。

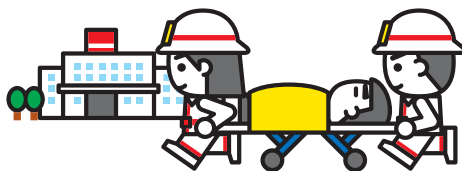


平成21年度消防防災施設等整備費補助金 交付決定状況

(単位:百万円)

		消防防災施設 整備費補助金	緊急消防援助隊 設備整備費補助金	合 計
1	北海道	10	199	209
2	青森	0	36	36
3	岩手	23	10	33
4	宮城	13	12	25
5	秋田	52	73	125
6	山形	33	60	93
7	福島	10	38	48
8	茨城	70	93	163
9	栃木	25	177	202
10	群馬	34	97	131
11	埼玉	24	223	247
12	千葉	272	384	656
13	東京	181	358	539
14	神奈川	21	395	416
15	新潟	148	39	187
16	富山	0	63	63
17	石川	34	87	121
18	福井	11	51	62
19	山梨	120	50	170
20	長野	54	102	156
21	岐阜	55	60	115
22	静岡	102	47	149
23	愛知	186	212	398
24	三重	67	39	106
25	滋賀	32	113	145
26	京都	21	48	69
27	大阪	124	560	684
28	兵庫	13	80	93
29	奈良	29	123	152
30	和歌山	10	64	74
31	鳥取	0	31	31
32	島根	35	20	55
33	岡山	13	153	166
34	広島	107	78	185
35	山口	104	23	127
36	徳島	39	57	96
37	香川	41	24	65
38	愛媛	24	66	90
39	高知	42	22	64
40	福岡	25	361	386
41	佐賀	23	12	35
42	長崎	55	37	92
43	熊本	131	101	232
44	大分	97	12	109
45	宮崎	29	31	60
46	鹿児島	96	54	150
47	沖縄	0	0	0
合 計		2,635	4,974	7,609

※四捨五入による端数処理の結果、合計値と合計欄が一致しない場合がある。



「救急業務高度化推進検討会」報告書の公表

救急企画室

1 はじめに

近年、医療の進歩とともに、傷病の発生初期に実施すると効果的な医療技術が発達し、救急搬送における病院選定から医療機関における救急医療の提供までの一連の行為を円滑に実施することが、傷病者の救命率の向上及び予後の改善等の観点から重要な課題となってきました。その一方で、救急搬送において、受入医療機関の選定が困難である事案が社会問題化しており、救急搬送に長時間を要した事案が発生しているのが現状です。

消防庁では、こうした課題に対応していくため、「救急業務高度化推進検討会」を開催し、「メディカルコントロール作業部会」、「消防機関と医療機関の連携に関する作業部会」及び「トリアージ作業部会」の3つの作業部会からの報告を踏まえ、救急業務の高度化について検討し、報告書を取りまとめました。

2 各作業部会での検討

(1) メディカルコントロール作業部会

各地域におけるメディカルコントロール協議会は、これまで「救急救命士を含む救急隊員により実施される救急救命処置等の医学的な観点からの質の保障」を主な役割としてきました。現在、メディカルコントロール協議会は、それだけでなく、地域の救急搬送・受入医療体制の検証・協議等を行う場としての役割も期待されていることを踏まえ、メディカルコントロール協議会のあり方に関する課題を整理・検討し、救急業務高度化推進検討会に以下の3点について報告を行いました。

- ① 救急業務に関する基準等についても策定すること

が必要ではないか。

- ② 地域の医療資源等を勘案して策定することとなる基準等について、その策定主体は都道府県が考えられるのではないか。
- ③ メディカルコントロール協議会は、基準等に関する意見の提示、事後検証の実施に加え、救急搬送・受入医療体制に関する改善策の提案等を行ってはどうか。

(2) 消防機関と医療機関の連携に関する作業部会

消防機関と医療機関の連携に関する作業部会では、救急搬送・受入医療体制の実態に関する詳細調査、及び、救急医療機関の運営に対する支援のあり方について検討を行いました。

① 救急搬送・受入医療体制の実態に関する詳細調査について

救急搬送において、受入医療機関の選定困難事案が社会問題化している状況を踏まえ、救急搬送・受入状況を、より適切に把握するため、東京消防庁、東京都医師会、東京都福祉保健局と共同で「救急搬送・受入医療体制の実態に関する詳細調査」を行いました。その中で、「精神疾患」、「急性アルコール中毒」、「結核」、「過去に問題のある傷病者」、「全く未受診の妊婦」といった傷病者背景がある事案においては、受入照会回数、現場滞在時間ともに全体の平均を上回っており、選定困難事案となりやすい事が示唆されました。

② 救急医療機関の運営に対する支援のあり方について

救急医療機関の運営に対する支援のあり方について、今後の課題として、救急医療機関における救急自動車による救急搬送の受入状況に応じた措置、具体的には、受



入れた患者数に加え重篤な救急患者の受入れ状況や「救急搬送・受入医療体制の実態に関する詳細調査」で指摘された選定困難事案となりやすい背景を有する患者の受入状況に応じた措置等、医療機関の実績に応じた財政措置のあり方について検討を行う必要があると提言されました。

(3) トリアージ作業部会

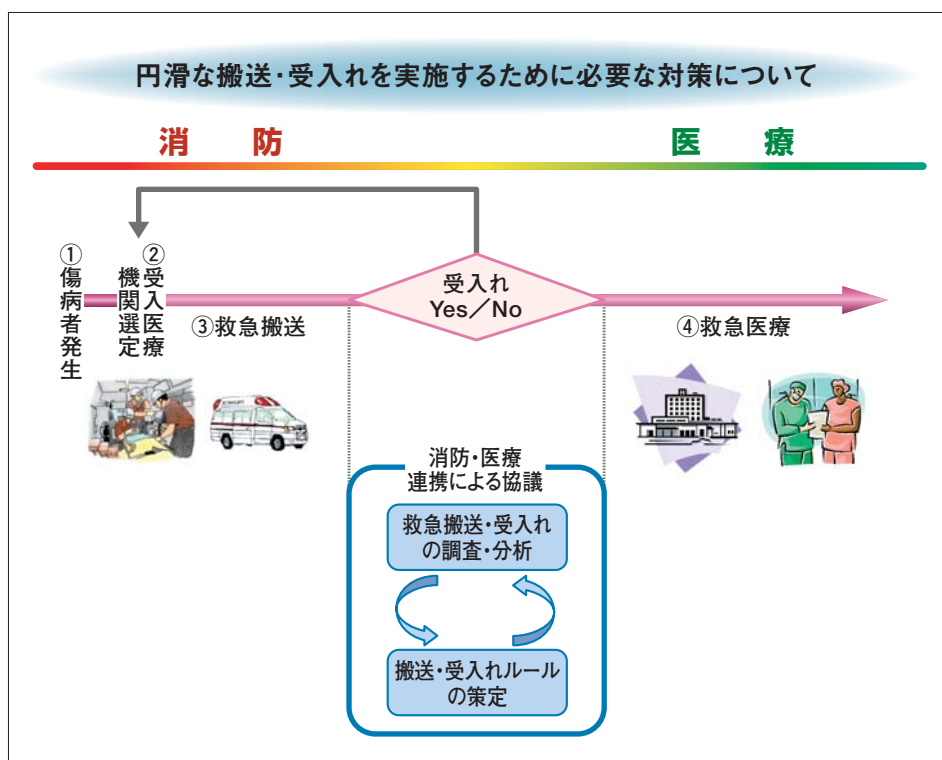
重症度・緊急度が高い要請に対して、より迅速に対応する観点から、通報内容より判断される緊急度に応じて出動するためのコールトリアージ・プロトコル（手順書）について検討しました。

当該プロトコルに従い、119番通報時点の傷病者の状況を客観的に分類することにより、特に重症度・緊急度が高い傷病者については高い精度で把握できることが実証されました。特に救急対応が必要な重症度・緊急度が高い傷病者をコールトリアージで把握することによって、PA連携の出場対象とすることや、あらかじめ救急自動車を計画的に配置し対応すること等の対策を有効に実施できることが示唆されました。

また、トリアージ導入における法的責任について、いかなる制度を導入する場合にも、継続的な情報収集・監視の下にアンダートリアージの危険性等を低下させようような運用体制を構築し、維持することが必要であり、こうした、より安全・有用性の高い制度を目指した改善の試みを継続することが、同時に法的問題への解決になることが示されました。

3 救急業務高度化推進検討会での検討

一層の救急業務の高度化を図るため、消防機関と医療機関が連携し、円滑な救急搬送・受入体制を実現するた

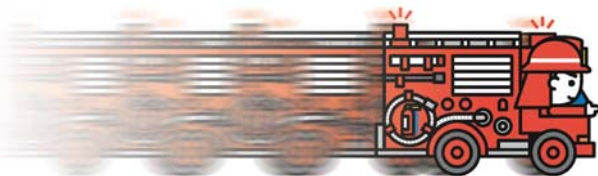


めの方策として、各都道府県において、救急搬送・受入れの実施に関する基準を策定すること、及び、救急搬送・受入れに関する協議組織を設置することについて、制度改正等を早急に行い、救急業務を医学的観点から高度化する必要があるとされました。また、制度改正や策定された基準については、地域の実情に応じた体制を確保するため、その実施状況等を検証し、必要な見直しを随時行うことが望まれることについても、指摘されました。

なお、当検討会での議論を踏まえ、消防庁では、関係機関との連携のもと消防法改正作業に着手し、平成21年3月に法案を国会に提出し、国会での審議を経て、5月1日に公布しました。

4 おわりに

消防法改正では、当検討会の検討に基づき、消防機関と医療機関の連携を推進するための仕組みを構築し、救急搬送・受入れの円滑な実施を図るためのルールを策定するため、都道府県が消防機関や医療機関等で構成される救急搬送・受入れに関する協議会を設置し、傷病者の搬送・受入れの実施基準を策定することとなりました。



平成21年度消防庁補正予算(案)の概要

総務課

1 平成21年度第1次補正予算(案)

平成21年度第1次補正予算は4月27日の臨時閣議で閣議決定されました。

今回の補正予算では、更なる経済状況の悪化を踏まえ、4月10日に「『経済危機対策』に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」において決定された「経済危機対策」を実施する経費等として、一般会計歳出の追加額で14兆7,756億円、修正減少額で8,500億円、合計13兆9,256億円を計上しております。なお、追加額における消防庁関係予算は、以下のとおりです。

2 消防庁第1次補正予算(案)の概要

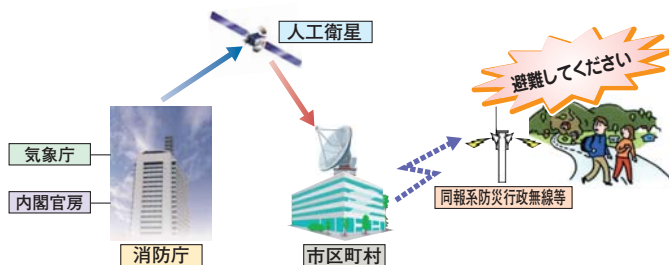
「経済危機対策」の一環として、国民の生命・財産を守るために緊急かつ優先的に推進すべき事業について、約1,100億円を計上しています。

緊急地域安全対策事業(案) 約1,100億円

1. 消防防災情報通信体制の強化 290億円

① J - A L E R T の全国一斉整備 (103億円)

緊急地震速報、弾道ミサイル情報等、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を国民に瞬時に伝達するため、J - A L E R T を全市町村一斉に整備など



② 震度情報ネットワークシステムの全国一斉整備 (120億円)

③ 消防救急デジタル無線の整備等 (52億円)

④ 位置情報システムの整備 (15億円)

2. 救急体制の充実強化 28億円

① 高規格救急車の整備 (14億円)

高度な救急搬送体制を構築し緊急消防援助隊の活動の充実強化を図るため、高規格救急車を整備



② 救急隊員の教育・訓練資機材の配備 (14億円)

3. 防火安全の推進・消防団の充実強化 80億円

① 防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備等 (50億円)

自動火災報知設備の設置対象外となっている社会福祉施設等に対し防火安全教育・指導を行うため、住宅用火災警報器を配備



住宅用火災警報器

② 消防団救助資機材搭載型車両の配備等 (30億円)

大規模災害発生時における消防団の救助技術向上を図るため、救助資機材を搭載した消防車両等を配備



4. 緊急消防援助隊の装備の充実強化 102億円

国内で起こる大規模特殊災害に備えるため、核物質、生物剤、化学剤に起因するNBC災害に対応する自動車等を配備



NBC災害対応自動車

5. 地方公共団体の自主的な事業の促進 約600億円

地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称)を活用した、防災拠点となる公共施設の耐震化や市町村防災行政無線の整備を支援・促進など

大容量泡放射システムの相互活用等の促進に向けた防災体制のあり方

特殊災害室

1. はじめに

平成15年9月の十勝沖地震によりナフサタンクの全面火災が発生し、鎮火までに長時間を要したことを踏まえ、平成16年に石油コンビナート等災害防止法の一部が改正され、直径34m以上の浮き屋根式屋外タンクを有する特定事業者は、自衛防災組織に、既存の防災資機材である3点セット(大型高所放水車・大型化学車・泡原液搬送車)の約10倍の放水能力を有する大容量泡放射システム(以下「システム」という。)の配備が義務付けられました。

現在システムは、政令で定める全国12の広域共同防災組織等(以下「組織」という。)に配備されています。(図1参照)

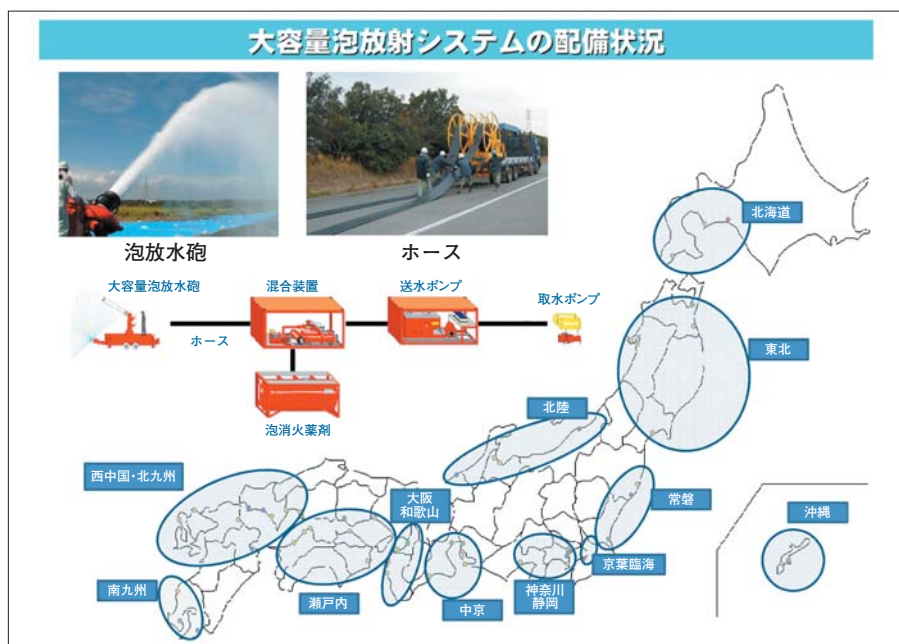


図1 大容量泡放射システムの配備状況

2. システムの相互活用等の促進に向けた防災体制のあり方の検討

十勝沖地震では、多くの浮き屋根式屋外タンクで浮き屋根が損傷し沈没するなどの事故が発生しました。万が一、システムの故障や大規模地震等によって複数の浮き屋根式屋外タンクが同時に被災する事態が発生した場合

に備えて、他の組織に配備されているシステムを相互活用する場合の防災体制のあり方について検討を行ったので、その概要について以下のとおり紹介します。

(1) システムの相互活用等のあり方

システムの迅速かつ円滑な相互融通を実現するためには、すべての組織が応援協定を締結し、災害の発生事業所の位置に応じて、実際に応援出動させるシステムを取り決めておくなど、あらかじめ広域応援に関する出動計画を定めておくことが適当です。(図2参照)

また、システムが必要とされる災害時の防災活動では、他の組織内での活動は想定されていないため、このような応援活動に関して、応援要請等の仕組みを検討しました。(図3参照)

広域応援のため、組織に備え付けられたシステム又は防災要員を他の組織の構成事業所へ輸送し応援出動することは、緊急を要する一時的な措置とはいえ、関係道府県及び関係市町村の了解を得る必要があると考えられます。また、補完体制を要請された組織は、た

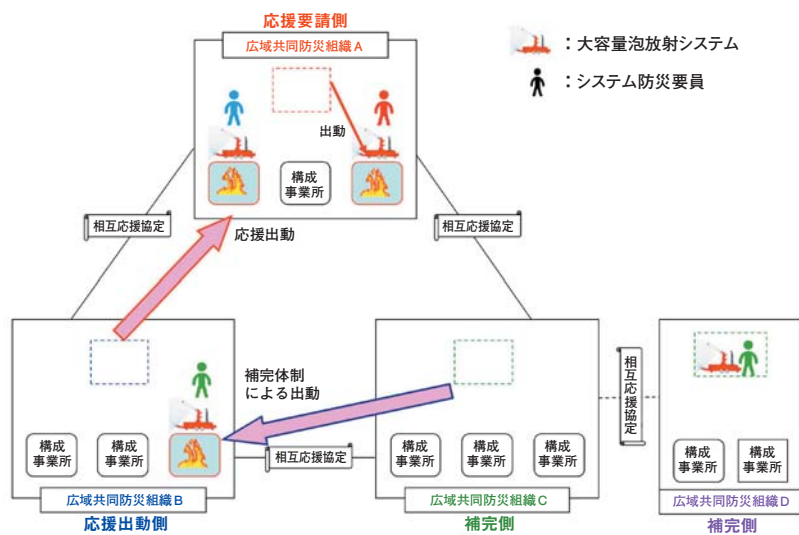


図2 広域共同防災組織の応援出動と補完体制のイメージ

だちに応援出動しないものの、関係道府県及び関係市町村の了解を得ておく必要があると考えられます。

このことから、組織が相互に応援協定を締結する際は、ブロック内のすべての関係道府県及び関係市町村に対し、その内容を十分に説明し、万が一の場合は補完体制を講じた上で応援出動することの了解を事前に得ておくことが適当であると考えられます。

(2) システム用泡消火薬剤の相互融通のあり方

システムに用いられる泡消火薬剤は、12の組織のうち、北海道広域共同防災組織（第1地区）を除き、同じ泡消火薬剤が配備されています。

ポンプ、ホース等の防災資機材等が故障等により広域応援の可能性のあるとは異なり、泡消火薬剤は消火活動で消費されるので、鎮火後のタンクが再燃した場合や2基以上のタンクが火災となった場合などのように、備蓄量では不足する場合に広域応援の必要性が生じると考えられます。

また、異種の泡消火薬剤の混合が消火性能に影響する場合も考えられることから事前の検討が必要となります。

これらのことから、システムに用いられる泡消火薬剤を相互融通する場合は、次の事項に留意する必要があります。

- (ア) 各組織が備え付けるシステム用泡消火薬剤の配備の実態から、発災場所に応じ、応援の迅速性を考慮した上で広域共同防災組織への要請。
- (イ) 北海道（第1地区）に配備された泡消火薬剤の性状は、他の組織の泡消火薬剤の性状と異なる可能性が高いため、広域応援の可能性も踏まえて、異種泡との混合や既存の泡消火薬剤との混合による影響の確認。

3. システムの相互活用等における留意事項

応援出動するシステムの決定に当たっては、配備場所からの距離及び輸送時間、システムの互換性、輸送手段の有無等を踏まえながら、次の事項に留意する必要があります。

- (1) 応援するシステムが、タンクの警防活動計画に照ら

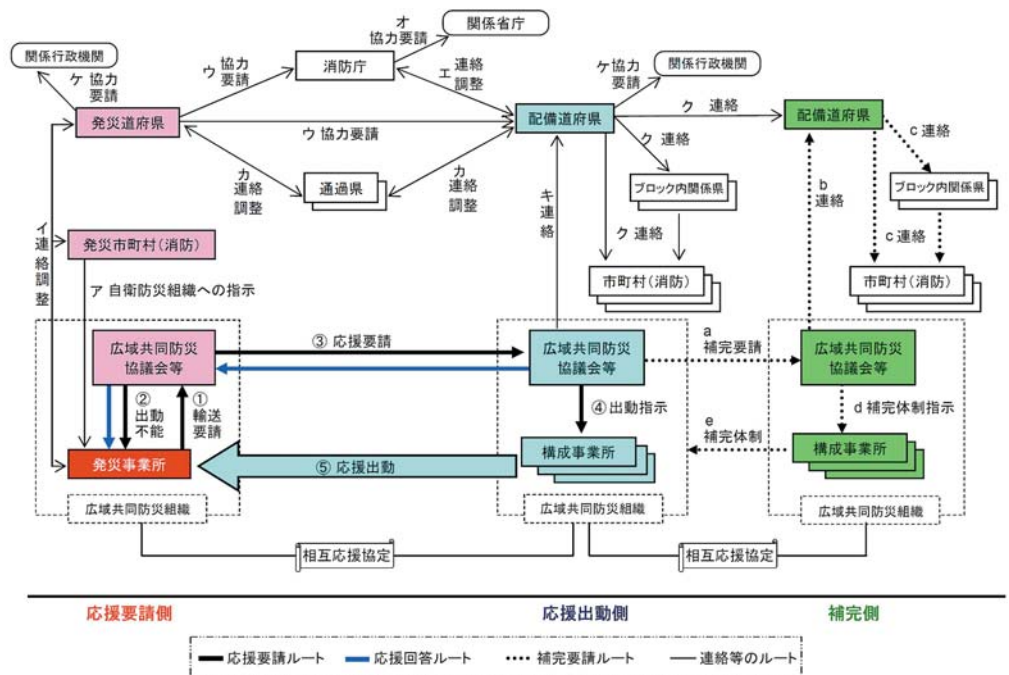


図3 応援協定に基づく広域応援の要請ルートの流れ
(※ 災害時における最小限の連絡範囲のみ表示しています。)

- し、所要の泡放射能力等を発揮できるものであること。
- (2) 応援するシステムを指揮し、操作できる防災要員が確保できること。
- (3) 災害対応には迅速性が求められることから、可能な限り直近のシステムによる応援が適当であること。ただし、システムの性能や交通事情を踏まえ、また、災害の進展による時間的余裕、防災要員の応援の可否等により、最善の応援要請先が検討される必要があること。
- (4) 一部の資機材等のみが応援に必要とされる場合は、受援側が備え付けているシステムとの互換性（ホース結合媒介の有無等）が確保されていること。
- (5) 北海道、沖縄への輸送又は遠距離輸送のため、チャーター便を活用した空輸を行う場合は、チャーター便の本数、重量制限、貨物の大きさ等を確認しておく必要があること。

4. おわりに

万が一、大規模地震等で複数のタンクが被災した場合には、システムによる広域的な応援体制が求められる可能性があり、そのような事態に備え、広域共同防災組織間で応援協定が締結され、石油コンビナート災害に対する万全の体制が構築されていることが重要です。

また、応援協定を策定するとともに、応援協定に基づく応援出動又は補完体制の実施に当たっては、広域共同防災組織のみでは対応できないことから、引き続き、関係道府県及び関係市町村のご協力をお願いします。

平成21年度総合防災訓練大綱の決定

応急対策室

本年4月21日に開催された中央防災会議において、「平成21年度総合防災訓練大綱」が決定されました。

大綱では、これまでの防災訓練の成果を踏まえ、引き続き実践的な防災訓練を実施する必要があるとの観点から、

- ① 訓練の準備段階から、各省庁において具体的な災害応急活動計画を点検する。
- ② 政府災害対策本部と各省庁が連動した実践的訓練を実施する。
- ③ 訓練の結果を評価し、実践的な応急対策の要領や災害ごとのアクションプラン等の整備に反映する。

という訓練サイクルを毎年繰り返すことにより、政府組織全体として、防災組織体制の機能を確認し、実効性を検証することとしています。

政府は、9月1日の「防災の日」に、内閣総理大臣をはじめ全閣僚が参加して、首都直下地震を想定し、関係地方公共団体及び指定公共機関等と連携して、首都直下地震応急対策活動要領等に基づき、災害発生時の地震災害応急対策の実施体制の確保等を図る訓練を実施することとしています。

なお、現地訓練として八都県市合同防災訓練と連携し、消防、警察、海上保安庁及び自衛隊による大規模な地震災害応急対策訓練を実施することとしています。

また、8月には東海地震を想定した静岡県総合防災訓練と連携した実動省庁等による地震防災応急対策訓練・地震災害応急対策訓練を実施することとしており、さらに、直下型地震を想定した近畿府県合同防災訓練と連携した地震災害応急対策訓練を実施することとしています。

このほか、7月には東海地震による津波を想定し、国土交通省が計画を作成し、関係地方公共団体等と連携して、静岡県内の沿岸において、地震津波防災応急対策・地震津波災害応急対策現地訓練を実施することとしています。また、水害対処訓練として、台風等により大河川堤防が決壊し、大規模な浸水被害が発生したことを想定した図上訓練を官邸危機管理センターにおいて政府としての対処を中心に関係省庁が連携して実施することとしています。

10月には日本原子力発電株式会社東海第二発電所における事故を想定して、経済産業省及び文部科学省が共同で計画を作成し、地方公共団体等と関係閣僚が参加して原子力防災訓練を実施することとしています。

平成21年度総合防災訓練大綱の骨子

1 防災訓練の目的

- ・防災組織体制の機能確認と評価及び実効性の検証
- ・国民の防災意識の高揚と知識の向上
- ・防災担当者の研鑽・啓発

2 防災訓練実施に当たっての基本方針

- ・実践的、効果的な訓練の推進と訓練の評価
- ・国の積極的訓練支援等
- ・災害被害を軽減する国民運動に寄与する防災訓練の工夫・充実
- ・年度を通じた計画的訓練の推進

3 政府における総合防災訓練等

- ・地震を想定した総合防災訓練
 - ➔ 「防災の日」政府本部運営訓練
 - 首都直下地震を想定し、内閣総理大臣、全閣僚が参加して行う政府本部運営訓練として
 - 政府本部運営訓練
 - 情報収集・伝達に関する訓練
 - ➔ 政府総合図上訓練
 - 東海地震を想定し、緊急災害対策本部の業務遂行能力の向上及び関係地方公共団体との連携等に係る検証を行う訓練として
 - 緊急災害対策本部の体制の確立
 - 被害状況に応じた関係地方公共団体との連携及び災害応急対策の実施
 - ➔ 現地訓練として
 - 八都県市合同防災訓練と連携した訓練
 - 地震災害応急対策訓練 広域医療搬送訓練
 - 政府調査団の派遣
 - 静岡県総合防災訓練と連携した訓練
 - 地震防災応急対策訓練 地震災害応急対策訓練
 - 政府調査団の派遣
 - 近畿府県合同防災訓練と連携した訓練
 - 地震災害応急対策訓練 政府調査団の派遣
 - ➔ 津波防災総合訓練
 - 地震津波防災応急対策訓練 地震津波災害応急対策現地訓練 政府調査団の派遣

- ・水害対処訓練
- ・原子力災害を想定した訓練
- ・その他各種災害を想定した訓練

4 地方公共団体等における防災訓練等

- ・地域の実情に応じた訓練
- ・住民が防災を考える機会の提供
- ・地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進
- ・防災知識の普及と災害に強いまちづくりの推進
- ・ボランティア団体等との可能な連携
- ・災害時要援護者の避難支援訓練

平成20年度救助技術の高度化等検討会報告書の公表 —災害現場における倒壊建物等の安定化技術(ショアリング)について—

参事官

1. 検討会の目的

地震により倒壊した建物内や瓦礫下から要救助者を救助する場合、迅速な救助活動が求められるのは当然ですが、更なる倒壊の危険性を可能な限り小さくし、救助隊員等及び要救助者の安全を確保することが重要です。

これまで日本では、倒壊建物を安定化させるための知識と技術が体系的に構築されているとは言い難い状況でした。

一方、米国では都市型災害現場、特に「ヘビーレスキュー」と言われる困難な救助活動現場における安全管理の概念がショアリング技術を中心として構築され、救助活動の重要な要素として明確に位置付けられています。

そこで「平成20年度救助技術の高度化等検討会」では、米国におけるショアリング技術を参考としつつ、日本国内の災害特性、建物構造の特性、使用する木材や資機材等の特性及び救助活動体制等を踏まえ、日本の救助活動現場に適応したショアリング技術のあり方についての検討・考察を行いました。

2. 報告書の概要

今回の報告書では、「ショアリングの導入意義」、「米国等のU S & R活動とショアリング」、「ショアリング実施の判断」、「日本の国内事情に対応したショアリングの検討」、「火災現場におけるショアリングの活用」、「ショアリングの普及と実施体制」の項目に大別して検討した結果と、「資料編」としてショアリングにおける基本事項と各種ショアリングの作成要領、FEMA/US&Rチームの体制、ショアリング実施における木材と救助用支柱器具の比較について取りまとめました。



可搬型・組み立て式のカッティング・テーブルを組み立てるハイパーレスキュー隊員



Tスポット(ポスト)・ショア



ダブルTポスト・ショア

検討結果の主な概要については、次のとおりです。

(1) ショアリングの導入意義

ショアリングを日本の消防に導入する目的等について記載しています。

(2) 米国等のU S & R活動とショアリング

米国等のU S & R活動とショアリングの現状等について記載しています。

(3) ショアリングの実施の判断

ショアリング実施の要否の判断材料、実施決定者、判断基準等について記載しています。

(4) 日本の国内事情に対応したショアリングの検討

日本にショアリングを導入するにあたり、使用する木材や資機材、日本の木造軸組構法の建物に対するショアリング等について記載しています。

(5) 火災現場におけるショアリングの活用

火災現場におけるショアリングの必要性や実施されるショアリングの特徴等について記載しています。

(6) ショアリングの普及と実施体制

ショアリングの普及と訓練の現状や課題、実施体制の検討等について記載しています。

(7) 資料編

ショアリングの各種資料について記載しています。

報告書全文については、下記のURLからご覧になれますので、ぜひ参考にして下さい。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2105/210507-1houdou/02_h20_houkokusyo.pdf

地域の救助活動の体制強化に関する調査・研究会 報告書の公表

参事官

1. 調査・研究の目的

地域においては、様々な民間団体が人命救助活動を実施しており、大きな役割を果たしています。しかし、救助行政との連携は必ずしも十分になされていないのが実情です。救助力をはじめとする地域の災害対応能力の充実を図るためには、救助行政と人命救助活動を実施している民間団体との効果的な連携・協力関係を構築することが有効であると考えられます。また、このような地域の救助活動の体制強化は、大規模災害等における地域防災力の向上にも資すると考えられ、地域の安心・安全の向上にも結び付くものと思われま

こうした状況を踏まえ、地域の救助力の更なる充実を図るため、救助行政と人命救助活動を実施する民間団体との連携・協力に関する具体的方策などについて、検討する調査・研究会を開催しました。

本調査・研究会では「海辺の人命救助活動の体制強化」を課題とし、海辺での人命救助活動を行う民間団体である、ライフセービング団体の実態について調査するとともに、救助行政との連携・協力の具体的方策を研究しました。

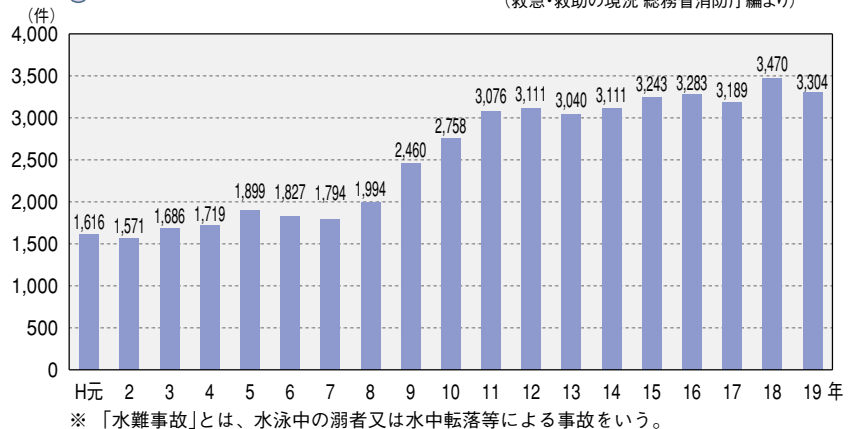


地域の救助活動の体制強化に関する調査・研究会

水難事故に対する救助出動件数の推移

○水難事故に対する救助出動件数は増加傾向。近年は毎年3,000件を超え、平成元年と比較すると2倍以上の水準となっている。

(救急・救助の現況 総務省消防庁編より)



2. 報告書の概要

今回の報告書では、「水難事故の状況」や「海岸管理等に係る法令の現状」など、海辺を取り巻く状況について一定の調査をしました。また、海辺での人命救助活動を行う民間団体であるライフセービング団体との連携の必要性を確認しながら、より効果的なライフセービング団体との連携・協力関係を構築するための各種方策について「水難事故への対応における連携方策」「水難事故を未然に防止するための措置」「ライフセービング団体に対する各種支援策」という3つの論点に整理してまとめました。

各地域において、報告書の内容を参考としながら水難救助をはじめとする地域の救助力の体制強化に向けて、地域の実情に応じて検討し実施されることを期待するものです。

報告書全文については、下記のURLからご覧いただけますので、ぜひ参考にしてください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2105/210507-1houdou/02_h20_houkokusyo.pdf

住宅用火災警報器の普及状況の推計結果

予防課

1. 推計結果の概要

住宅火災による死者発生防止に有効な住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)の早期普及は、国民の安心・安全を実現する上で極めて重要な課題です。

昨年12月に決定された「住宅用火災警報器設置推進基本方針」においては、各地域における住警器の早期普及の推進状況及び普及率を定期的に把握し、その結果を公表するとともに、

把握した結果を用いて、普及が十分に進んでいない地域への重点化や、普及が進んだ地域の事例を他地域が導入するなど、効果的な施策展開に向けて対策の見直しを図ることとされました。これは、効果的な施策展開のため、P D C A サイクルを導入し、これを住警器の早期普及の推進力とすることを期待するものです。

消防庁では、消防法の改正により設置義務化された住警器の普及率調査結果について、都道府県及び市町村(消防本部を置く場合は消防本部。以下同じ。)から収集しました。その結果、約9割(世帯数シェア)の地域から

【調査結果が得られた地域の普及状況推計結果の概要】

既存住宅の義務化状況	総世帯数 (万世帯) (調査結果が得られた地域)	うち推計普及世帯数 (万世帯)	推計普及率 (H21.3時点) A	前回調査結果 【参考】 (H20.6時点) B	増分 【参考】 A-B
義務化済み	1,172	647	55.2%	40.9%	+14.3 pt
H21~H23義務化	3,223	1,369	42.5%	33.7%	+ 8.8 pt
全国	4,395	2,015	45.9%	35.6%	+10.3 pt

※ 総世帯数は平成17年国勢調査の結果による

※ 四捨五入により各値の計算値が表中の値に一致しない場合がある。

あることがわかりました。また、既に義務化されている地域でも普及率が55.2%に留まっている等、一層の強力な取組を推進していく必要があります。

2. 普及率の推計方法

各地域において、アンケート等により住警器の普及率が調査されていますが、調査時点はそれぞれに異なります。本推計結果は、それぞれ調査時点が異なる各地域での普及状況調査結果について、調査時点からの普及進展を考慮し算出したものです。

(1) 基本的な取扱い

各地域で実施されたアンケート等の調査結果のうち、市町村の管轄区域の全体から抽出されているものを「全域調査」、管轄区域の一部から抽出されているものを「地区調査」とし、以下の取扱いにより各地域での普及率を算出しています。

両方の調査がある場合……地区調査の対象地区は地区調査の普及状況、地区調査が実施されていない地区は全域調査の普及状況に従うものとし、全域の普及率を算出。

全域調査のみの場合……全域調査の普及状況をもって全域の普及率を算出。


地区調査のみの場合……全域が地区調査の普及状況に従うものとして全域の普及率を算出。

両方の調査がない場合……全国平均で算出した新築住宅での普及分で全域の普及率を算出。(今回は5.2%)

調査結果が得られ、平成21年3月時点での普及率の推計結果は45.9%となりました。昨年の6月時点での推計結果(35.6%)から約10ポイント程度、普及率が上昇しており、地域における普及が進んでいることが分かりました。

一方で、東日本と西日本では10ポイント程度、普及率に差があり、普及状況に地域差が

ブロック	地域数	推計普及率
北海道	68地域	52.9%
東北	99地域	38.9%
関東	206地域	49.3%
東海	74地域	57.6%
東近畿	91地域	46.7%
近畿	64地域	45.2%
中国	53地域	30.6%
四国	54地域	28.5%
九州	137地域	36.5%
計	846地域	45.9%



東日本：49.4%
西日本：39.8%

※「ブロック」は全国消防会の支部としている。
 ※東海(愛知、岐阜、三重)と東近畿(富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良、和歌山)を境目として、東日本と西日本に区分。
 ※「調査あり地域」のみの推計普及率

(2) 統一時点での普及率推計

普及率を既存住宅分と新築住宅分に分け、算出された既存住宅分と新築住宅分の普及率を合算し、全体の普及率としています。

既存住宅分については、改正法公布時の平成16年5月時点での普及率を0%とみなし、その後は普及率が同率で上昇しているものとして地域

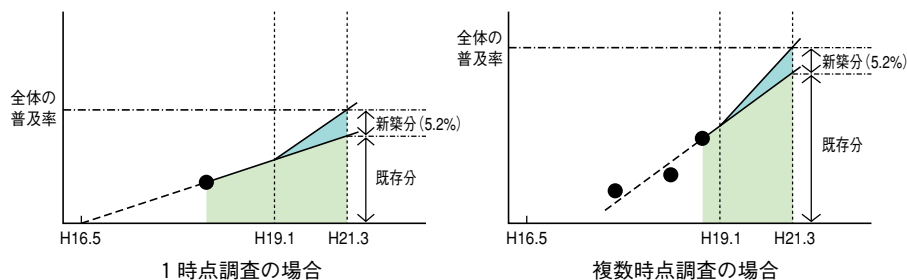
でのアンケート等調査時点からの普及率上昇分を加算し、平成21年3月時点での既存住宅分の普及率を算出しました。なお、複数時点において全域調査でのアンケート等調査結果がある場合は、それらの平均上昇率で直近調査時点以降の普及率が上昇しているものとして平成21年3月時点での既存住宅分の普及率を算出しました。

新築住宅分については、改正法施行の平成18年6月以降に着工された住宅が約半年後には入居されるものとし、平成19年1月以降、全国平均の住宅着工速度(総世帯数に占める月間住宅着工戸数)によって全地域で毎月住警器設置済み住宅が増加するものとみなし、平成21年3月時点での新築住宅分の普及率を算出しました(結果、全地域で平成21年3月時点の新築住宅分普及率は5.2%となる。)

(3) その他

都道府県に対しても同様の調査結果がある場合には報告を求めています。市町村でアンケート等調査結果がな

【算出イメージ】



い場合で、都道府県の調査結果がある場合には、都道府県の調査結果により算出される普及率を当該市町村の普及率とみなしています(つまり、新築住宅分の普及率5.2%が地域の普及率となるのは、都道府県と市町村のいずれもアンケート等調査結果がなかった場合)。

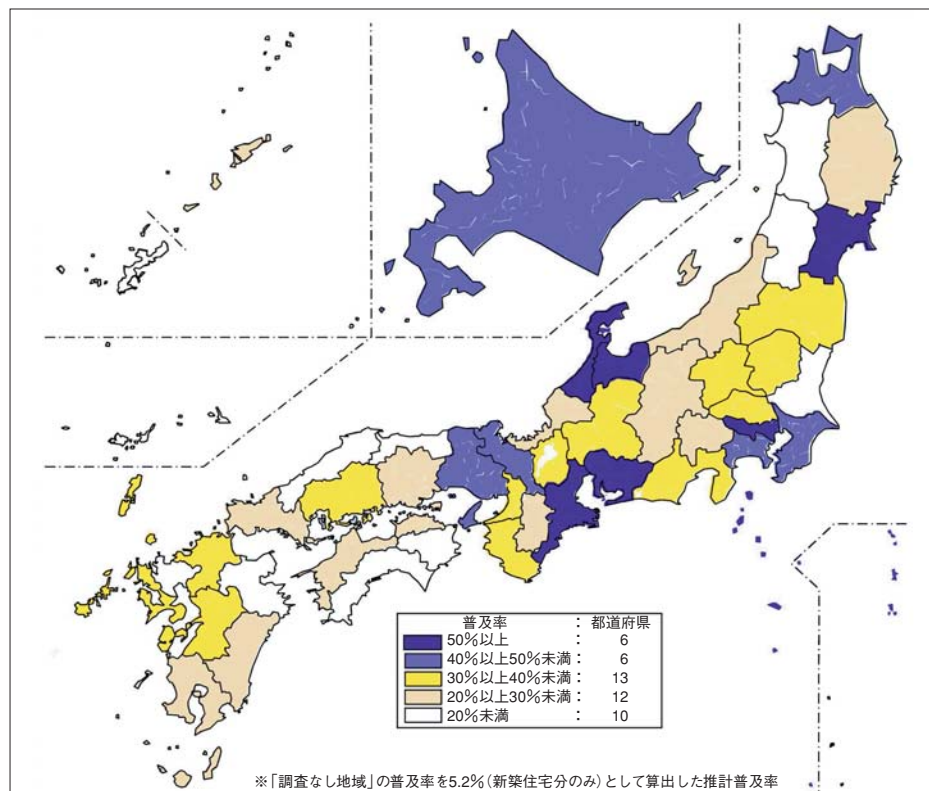
3. 地域における調査方法

各地域における住警器の普及状況については、アンケート調査や実地確認等の方法により把握する取組が行われていますが、その方法は地域によって異なり、統一的な考え方で行われていないのが現状です。本推計結果は、以下のような各地域で様々な方法により実施された普及状況調査の結果を元にした推計であり、それらの中には統計上有意な手法をもって普及状況が把握されていない場合もあります。

(調査方法の例)

- ・電話・郵送などの方式により統計上も十分なサンプル数を無作為抽出してアンケート調査を実施
- ・消防団員が地区内の各世帯を防火訪問し、防火指導にあわせて設置有無を確認した結果を集計
- ・自治体や消防機関が開催するイベント会場の来場者に対して調査票を配布・回収して調査を実施
- ・小規模な防災訓練や防火講習会の会場で自宅に設置済みの方に挙手を求める方法で実施

今後、住警器普及状況の調査及び推計結果について、地域間比較や経年比較を行い、効果的な普及方策を展開していくことが期待されます。消防庁では、各地域における調査方法について、今後、統一的なガイドラインを示すとともに、継続的に普及状況の把握を行っていく予定です。



平成21年度消防研究センターの一般公開

消防大学校 消防研究センター

毎年、発明の日（4月18日）を含む月曜から日曜までの1週間を科学技術週間として定め、「科学技術について広く一般の方々に理解と関心を深めていただき、日本の科学技術の振興を図ること」を目的とした様々な催しが全国的に行われています。消防研究センターにおいても、4月17日（金）に一般公開（オープンキャンパス）を実施しました。今年度も昨年度と同様に、隣接する日本消防検定協会及び財団法人消防科学総合センターと共同で開催し、いわゆる三鷹キャンパスを挙げての一般公開となりました。

今年度の一般公開では、日ごろの研究成果の報告や毎日の防火安全につながる体験コーナーなど全24項目にわたる展示・実演を行い、昨年度を上回る700人近くの来訪者を迎えることができました。

来場者アンケートの結果によると、年齢別内訳としては、20歳代（26%）、30歳代（20%）、50歳代（20%）、40歳代（18%）、60歳代（11%）、その他・無回答（5%）となり、幅広い年齢層の方に見学いただいたことがわかりま

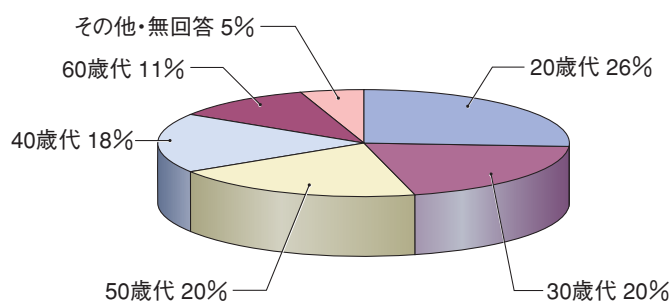


図1 来場者の年代別内訳（来場者アンケートによる）

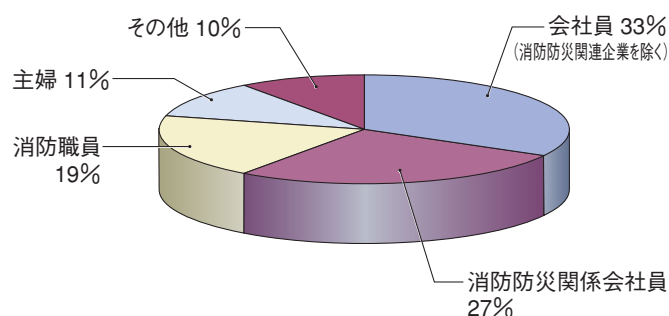


図2 来場者の職業別内訳（来場者アンケートによる）



写真1 泡消火剤による小規模タンク火災の消火実験

した（図1）。また、来場者の職業別内訳としては、会社員（消防防災関連企業を除く）が33%と最も多く、続いて消防防災関連企業の会社員（27%）、消防職員（19%）となりました（図2）。今年度も昨年同様、企業の新人研修を兼ねた若い技術者の来訪が多く、主婦の方も参加者の11%を占めており、消防防災に関する普及啓発活動に貢献できたと思っております。

●可燃性液体火災の消火実験等

消防研究センターでは、平成15年9月の十勝沖地震の2日後に発生した石油タンク全面火災を踏まえ、石油タ



写真2 2流体ノズルを用いた可燃性液体の消火実験



写真3 2流体ノズルを用いた消火体験の様子



写真4 FRIGO-Mの実演

ンク火災に適した泡消火剤に関する研究を行ってきました。今回の一般公開で、泡消火のメカニズムについて紹介するために行った小規模石油タンク模型を用いた消火実験（写真1）は、特に人気を集め、多くの方に見学いただきました。

また、2流体ノズルを用いて可燃性液体火災を消火する実験及び体験（写真2、写真3）につきましても、多くの方に関心を持っていただけましたようです。

●消防防災ロボットに関する研究開発

原子力施設における事故やテロによる災害などでは、消防活動を行う消防隊員自身が危険にさらされる場合があります。このような危険な状況において、ロボットが消防隊員の代わりに務めることで、消防隊員の安全を確保するとともに、消防隊員の負担を軽減することができます。今回の一般公開では、情報収集ロボットFRIGO-Mの実演（写真4）や展示等を行い、多くの方に見学いただきました。



写真5 原因調査室の業務紹介

●様々な機関との連携を目指して

消防の科学技術は消防活動の現場で活かされることが重要であり、消防機関をはじめとした、様々な機関との連携強化が求められています。消防研究センターの原因調査室は消防本部の調査業務を支援する役割も担っており、その業務紹介展示（写真5）では、消防機関の方々が熱心に質問をされていました。

●今後の抱負

来場者アンケートの回答によれば、参加者の79%もの方から一般公開の内容に興味を持てたとの回答をいただいております（図3）。このことは、我々消防研究センターにとって、なによりの励みになることです。

消防研究センターは、今後も、国民の安全を守る身近な研究機関として、また、消防防災を専門に研究する唯一の国立研究機関として、より一層、消防防災科学技術の向上に努めていきます。

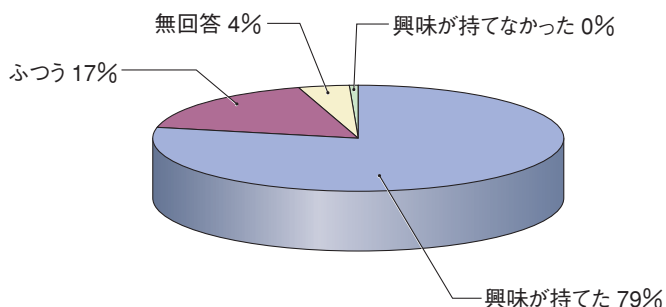


図3 来場者アンケート結果
(Q 5(1) 全体として興味を持てる公開内容でしたか。)

平成20年度国際消防救助隊セミナーの開催

参事官

概要

消防庁は、去る平成21年2月25日(水)から2月27日(金)まで、滋賀県大津市の「全国市町村国際文化研修所(JIAM)」において、国際緊急援助隊救助チームの一員として派遣される国際消防救助隊員を対象にしたセミナーを同研修所との共催により開催しました。

本セミナーは、派遣時における活動上の留意点や国際動向等に関する知識を習得することを目的としており、全国の国際消防救助隊登録消防本部の中から80名が参加し、国際消防救助隊としての知識をより一層深めるとともに、所属の異なる国際消防救助隊員相互の交流を深めました。

内容

国際緊急援助隊の責任者である外務省国際緊急援助室長はじめ、ロジスティック担当のJICA国際緊急援助隊事務局員の講義等派遣に必要な知識を得るとともに、滋賀県大津市消防局北消防署訓練場を借用して、セミナー初となる実技訓練を実施しました。この訓練では平成22年3月に国際緊急援助隊が受検予定のIEC(INSARAG External Classification: 国際捜索救助諮問グループ外部評価分類)の必須項目である「ショアリング」(倒壊建物等の安定化技術)を、在日米海軍統合消防局から講師を招聘

して受講し、ショアリングの基礎知識から実際の作成方法等を学びました。

受講生は、完成度の高いショアリングを作成するため、与えられた課題について熱心に取り組み、技術の向上を図っていました。

おわりに

今後も消防庁では、本セミナーが国際消防救助隊員の知識習得や情報交換の場として効果が上がるよう研修内容の充実を図り、国際消防救助隊の技術レベルの向上に努めます。

受講生は、今回のセミナーの受講内容を所属へ伝達し、ショアリング技術の向上を目指していただくとともに日頃の訓練において、より一層の技術の向上に努め、国際消防救助隊員として海外へ派遣された場合に効果ある国際貢献が提供できるよう期待します。



ショアリング(倒壊建物等の安定化技術)の講習

ポーランド共和国のIEC受検視察

参事官

概要

消防庁は、去る平成21年4月6日(月)から9日(木)まで、ポーランド共和国で行われた同国都市型災害捜索救助チームのIEC受検を視察しました。

IECは、正しくはINSARAG^(※) External Classification (国際捜索救助諮問グループ外部評価分類) といいます。これは国連人道問題調整事務所 (UNOCHA) 管下のグループが設けた分類で、外国での災害救助に派遣される各国の救助チームを、その能力に応じて効率的かつ効果的な救助が可能な救援活動サイトに割り当てるための指針として、各国救助チームの能力 (携行資機材のレベル、隊員の活動能力等) を軽 (Light)・中 (Medium)・重 (Heavy) の3段階に格付けする分類基準です。国際消防救助隊 (IRT-JF) を含む国際緊急援助隊 (JDR) は、平成22年3月にこのうち重格付けの受検を予定しています。

内容

IEC格付けでは救助技術だけが評価されるのではなく、ロジスティックスの評価要素としてチーム構成、資機材の一覧はもとより、海外派遣までの一連のプロセス等

を記載した書面が完備されていることや、救助活動においては36時間以上続けて活動できる能力を有していなければならないことなど、救助チーム全体を評価するチェック項目 (約150項目) を全てクリアしなければならず、そのための念入りの準備が必要となります。

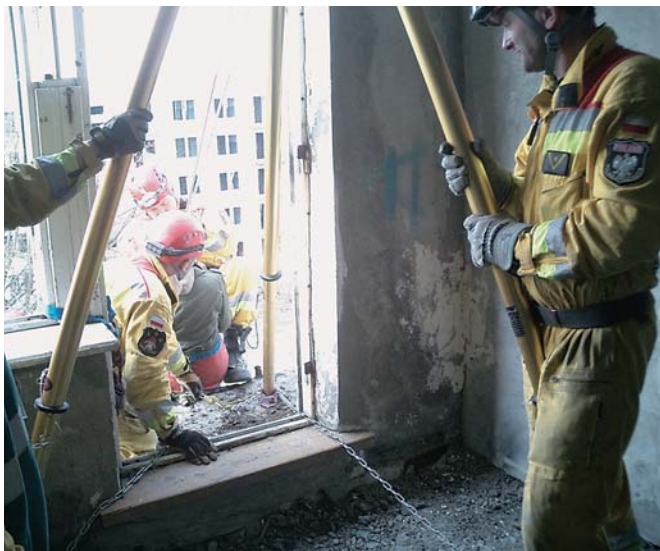
ポーランド共和国救助チームは、昼夜を通じた救助オペレーションの実施等について相応な評価を得て、最高評価である重分類の格付けを受けることに成功しました。

おわりに

消防庁では、重 (Heavy) 評価獲得を期しての平成22年3月のIEC受検に向け、国際緊急援助隊の一員として外務省、警察庁、海上保安庁、JICA等と連携し救助技術レベルの向上に努めているところです。

今般の視察を貴重な成果として、消防庁では、国際消防救助隊員が、いつでもIEC受検に臨めるよう、国際消防救助隊登録消防本部に対し引き続き多面的な支援を行っていきたいと考えています。

(※) INSARAG (International Search and Rescue Advisory Group (国際捜索救助諮問機関))



高所での救出訓練



崩壊建物での要救助者救助訓練の様子

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊の登録部隊数(平成21年4月1日現在)

応急対策室

緊急消防援助隊の登録は、消防組
法第45条第4項の規定により、都道府
県知事又は市町村長の申請に基づい
て、消防庁長官が行っています。

東海地震、東南海・南海地震、首都
直下地震などの発生が切迫しているこ
とや、災害が特殊化していることなど
最近の社会状況、災害態様の変化を踏
まえて、平成21年3月に改定された
「緊急消防援助隊の編成及び施設の整
備等に係る基本的な事項に関する計
画」(以下「基本計画」という。)では、
平成25年度末までの登録目標数を
4,500隊規模としています。

平成21年4月1日現在の緊急消防援助隊は、47都道府
県786消防本部(全国803消防本部の約98%)から4,165隊

表1 部隊別登録状況

部隊等	平成20年4月の 登録状況	平成21年4月の 登録状況	平成25年度末までの 登録目標数
指揮支援部隊	28隊	38隊	40隊
都道府県隊			
都道府県隊指揮隊	107隊	108隊	110隊
消火部隊	1,501隊	1,562隊	1,700隊
救助部隊	377隊	385隊	430隊
救急部隊	923隊	935隊	1,000隊
後方支援部隊	443隊	551隊	630隊
航空部隊	69隊	70隊	70隊
水上部隊	19隊	19隊	20隊
特殊災害部隊	264隊	282隊	260隊
特殊装備部隊	335隊	335隊	340隊
合計	3,960隊*	4,165隊*	4,500隊*

*重複登録を除くため、合計は一致しない。

(重複登録※を含めると4,285隊)が登録され、人員規模
は、約5万人となりました。

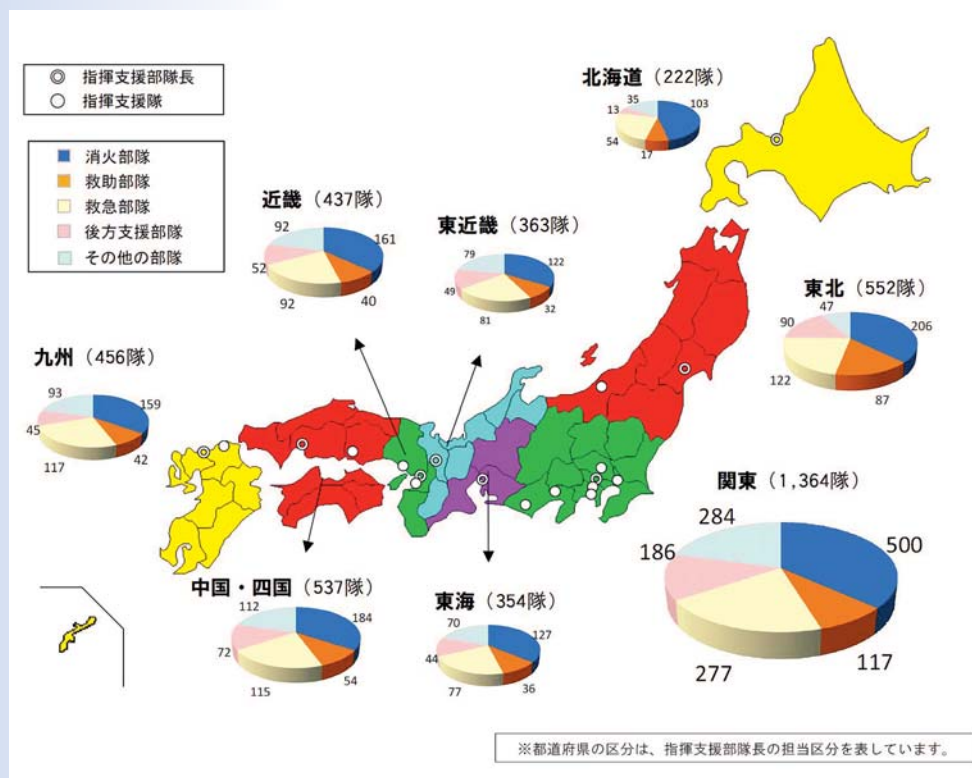


図1 指揮支援隊・都道府県隊の配置状況(平成21年4月1日)

昨年の同時期(平成20年4月
1日現在)と比べると、205隊
分が増加登録されています。
(表1、図1、表2参照)

また、基本計画の改定により、
当初の基本計画が策定された平
成16年2月以降に政令指定都市
となった5つの市(静岡市、堺
市、新潟市、浜松市、岡山市)
の消防本部から、新たに指揮支
援隊が10隊登録されて38隊と
なり、緊急消防援助隊の指揮支
援体制が強化されています。

今後とも、緊急消防援助隊の
登録の推進及び運用について、
ご理解とご協力をお願いします。



表2 平成21年度緊急消防援助隊登録状況

平成21年4月1日現在

都道府県	指揮支援部隊	都道府県隊指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊	特殊災害部隊			特殊装備部隊					航空部隊	水上部隊	合計	重複を除く計
							毒劇	大危	密閉	送水	二輪	震災	水難	他特				
北海道	2	6	103	17	54	13	8	6	1				2	8	2		222	213
青森県		3	29	4	18	18	1	9					1	1	1		85	84
岩手県		2	24	5	15	9	2							2	1		60	58
宮城県	2	3	34	7	15	18	2	3	1				1	4	3		93	92
秋田県		2	27	5	16	11	1	5						2	1		70	69
山形県		2	19	5	11	7	1							2	1		48	48
福島県		2	31	7	21	14	6	3						3	1		88	82
茨城県		3	45	12	26	20	7	3					2	17	1	2	138	131
栃木県		2	26	9	18	18	6							3	1		83	77
群馬県		3	27	6	17	11	4				1			3	1		73	71
埼玉県	2	3	63	19	39	23	8							14	2		173	168
千葉県	2	2	72	19	41	39	7	6	1					14	2	2	207	203
東京都	2	2	114	11	40	31	2	6	2	2	4	3	2	18	7	4	250	250
神奈川県	4	2	67	18	38	18	9	7	3	5		2	6	13	4	2	198	196
新潟県	2	3	42	14	26	13	1	3						3	1		108	108
富山県		2	22	6	16	8	2		2					5	1		64	63
石川県		2	20	5	14	10	3	3					1	7	1		66	64
福井県		2	19	5	9	6	2	3						2	1		49	48
山梨県		2	12	5	10	5	2							2	1		39	37
長野県		2	35	10	23	12	4				2			12	1		101	99
岐阜県		2	32	8	22	5	2							3	2		76	74
静岡県	4	2	39	8	25	9	3	3			2		1	4	2		102	99
愛知県	2	2	70	23	38	34	14	3	3			2	1	16	3	1	212	200
三重県		2	25	5	17	5	1	3			2			5	1		66	65
滋賀県		2	18	5	14	11	3							4	1		58	55
京都府	2	2	29	8	15	11	3		1	1		1	2	7	2		84	80
大阪府	4	2	79	15	34	22	6	9	1	3		1	2	18	2	2	200	197
兵庫県	2	3	59	18	45	25	9	3		6				6	3	1	180	176
奈良県		2	14	3	13	3	2							4	1		42	40
和歌山県		2	23	7	13	5	4							2	1		57	53
鳥取県		2	12	4	5	5	2						1	2	1		34	31
島根県		2	16	5	11	4	1							4	1		44	43
岡山県	2	3	27	11	21	9	3	3						4	1		84	82
広島県	2	2	43	9	25	18	3	3	1	2	2		3	10	2	2	127	126
山口県		2	24	7	13	12	2						2	3	1		66	65
徳島県		3	12	4	9	6	3	3						1	1		42	39
香川県		2	16	4	8	5	2							2	1		40	40
愛媛県		2	20	7	13	7	2	3						3	1	1	59	57
高知県		2	14	3	10	6	2							3	1		41	39
福岡県	4	3	37	9	29	8	7	2	1				2	10	3	2	117	116
佐賀県		2	13	3	7	4	1							2			32	31
長崎県		2	19	5	15	5	2	3						2	1		54	53
熊本県		2	22	9	18	9	4				2		1	4	1		72	69
大分県		2	17	3	10	5	1						1	2	1		42	42
宮崎県		2	13	4	11	6	2							2	1		41	39
鹿児島県		2	21	6	19	7	3	3						3	1		65	62
沖縄県		2	17	3	8	1	2										33	31
計	38	108	1,562	385	935	551	167	98	17	19	15	9	31	261	70	19	4,285	4,165



NAGANO



長野県 南信州広域連合
飯田広域消防本部
消防長 今牧 英明

すきです南信州

“豊かな自然、人情味あふれる人々、心安らぐ暮らし”

南信州は、日本の真ん中、長野県の最南端に位置し、静岡、岐阜、愛知の3県と隣接しています。地域のほぼ中央を天竜川が北から南に流れ、四方は南アルプス国立公園、天竜奥三河国立公園、中央アルプス県立自然公園、天竜小渋水系県立自然公園に囲まれ、世界一大きな谷といわれる伊那谷の南部を占める自然豊かな地域です。



市街地とアルプス

面積は1,929km²で大阪府や香川県よりも広く、約86%が山林です。人口は約17万1,000人、全体的には太平洋側の気候に属し、県内ではもっとも温暖な地域です。

また、南信州は、新野の雪祭り、大鹿歌舞伎、遠山霜月祭、今田人形など数多くの伝統芸能が保存継承され、「民族芸能の宝庫」としても有名です。

広域連合の体制

南信州広域連合は、平成11年4月に一部事務組合である広域行政組合を発展継承する形で発足し、10年を迎えています。

現在、南信州の1市3町10村（飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村）で構成され、消防、ごみ・し尿処理、老人ホーム入所調整、介護認定審査会の設置及び運営など複合事務組合的な業務実施にとどまらず、地域全体を視野に入れた市田柿などの地域ブランドの構築・情報発信や南信州独自の環境マネジメントシステムの構築（南信州いいむす21）や広域的な地域振興課題の対応にあたるなど広域連合という制度を活かした取組を推進しています。



minami shinshu

南信州広域連合シンボルマーク



地域ブランドの市田柿

消防体制

昭和43年4月に1市2町の消防組合から発足し現在の広域連合となった飯田広域消防本部は、住民生活の安心・安全の一翼を担い、1本部、4消防署、6分署、職員217人で組織し、14市町村3,107人の消防団員と連携を取り一丸となって消防業務に取り組んでいます。

今後の取組と課題

- 消防職員の世代交代、協議会を設置し協議を進めている消防の広域化、消防救急無線のデジタル化、指令業務の共同運用など消防の変革期を迎え多くの課題を抱えるなか、先進地等への派遣や研修による職員の育成、地域に適した指揮体制の強化など組織体制や施設の見直しを行い、14市町村の広範な地域を管轄するため、機動性のあるコンパクトな組織をもって着実に効率的な消防業務にあたります。
- 病院収容に1時間以上を要する山あいに点在する集落などでの災害に対処するため、県防災ヘリコプターやドクターヘリとの協同による対応に重点を置き、ヘリポートの確保、関係機関との連携、住民の理解などその活用に向け取り組んでいます。
- 最近のレジャーの多様化と当地域の自然環境とがあいまって、近年、里山・山間地での救急救助事案や天竜川等流水における救助事案に対応することが求められてきていることから、救助資機材の整備とともに救助技術の向上により安全で迅速な対応に努めています。



里山・山間地での救急救助訓練

- 緊急消防援助隊として、「新潟豪雨」、「福井豪雨」や「新潟県中越地震」への応援はもとより、多くの市町村が東海地震の地震防災対策強化地域に指定される地域での受援体制の強化に取り組んでいます。

おわりに

今後も当消防本部では、組織力を充実・強化させるとともに14消防団や防災機関と連携を図り、住民が安心して暮らせる地域を目指し、職員一丸となって取り組んでいきます。

千葉県内初の企業消防団発足

千葉市消防局

千葉市消防局は去る4月17日、千葉県内初となる企業消防団の辞令交付式及び発足式を実施しました。今回発足した企業消防団は、千葉市美浜区中瀬のNTT東日本千葉支店(三浦進部長はじめ4名)で、発足式では、市消防局から全国初の小型動力ポンプ付積載車のほか、防火衣、活動服など一式を貸与。団員は美浜消防署などで訓練を重ねた後、地域の安心・安全を確保するために、美浜区中瀬地区の幕張新都心ビジネス地域を拠点に常備消防と連携して消火活動、人命救助などの活動を行います。



石橋毅千葉市消防団長より小型動力ポンプ付積載車の引き渡し

東京の一人暮らしは防火防災から

東京消防庁

東京消防庁葛西消防署は去る4月8日、管内にある専門学校グループ3校の一人暮らしをしている新入生100名を対象に、「一人暮らしセミナー」を実施しました。参加した学生の9割以上が東京以外の出身者とあって、他人事ではないと真剣な様子で耳を傾け、「東京で安全に暮らすには、防災が最優先、ゴミの出し方ひとつにも注意が必要なのですね。」と話していました。今回のセミナーは6日間にわたり行われ、同専門学校グループ全体で9校950名を対象に防火防災教育を実施しました。



真剣な様子で耳を傾ける新入生

消防通信 望楼 ぼうろう

チンドンマンコンクールで住警器の設置をアピール

富山市消防局

富山市消防局は平成21年4月3日から5日に開催された、第55回全日本チンドンマンコンクールに参加しました。このイベントは、富山県庁前公園を中心に開催され、全国の腕自慢のチンドンマンが集い、そのパフォーマンスを競うもので、最終日に行われた大パレードには、住宅用火災警報器の普及に一役買おうと、例年参加している富山市消防音楽隊とともに職員10名が参加し、防火衣や救助隊服などを着用し、約10万人の観客が見守る中、横断幕のぼり旗を掲げて火災予防を呼びかけました。



住宅用火災警報器の設置を呼びかける富山市消防音楽隊

コンパクトな硫化水素ガス除去装置を開発

豊中市消防本部

豊中市消防本部はこのほど、硫化水素ガス除去装置を開発し、北消防署と南消防署に配備しました。この除去装置は、昨年6月より服部出張所の化学剤災害対策専門班が研究・開発を行い、従来のものよりもコンパクトな仕上がりになっています。活性炭(6kg)を利用した検証実験では、装置作動前は1,890ppmだった濃度を作動7分後には6.3ppmまで低下させることに成功しました。今後も、硫化水素ガス以外の有毒ガスにも対応するため、苛性ソーダを利用した除去装置の研究をさらに継続します。



硫化水素ガス除去装置を開発した化学剤災害対策専門班

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



平成21年度中の講師派遣

消防大学校では、消防学校における教育内容の充実を図るため、技術的援助の一環として講師派遣を行っており、平成21年度は、32府県95件の授業に対して講師派遣を予定しています。

近年は、災害の複雑多様化、住民ニーズの増大等、時代の進展に伴い、消防学校における教育訓練も高度な内容が求められています。

このため、総合教育においては消防行政の現状と課題に関し、背景や対応等に対するもの、専科教育においては専門性が高い分野について全国水準の技術に直接触れようとするものに対する派遣の要望が多く寄せられ、こ

れらに積極的に応えていくこととしています。

また、平成21年度の講師派遣において、要望の多かった「火災調査科」は、特に専門的知識・技術を要するため、できるだけ多くの消防学校のご要望にお応えすることとしています。ご希望がある場合は、随時対応しますので消防大学校講師派遣担当者までご連絡よろしくお願ひします。

今後も消防大学校では、消防学校との連携を密にし、消防職・団員の資質の向上に努めていきたいと考えております。

平成21年度講師派遣の予定

区分		講義内容	件数
総合教育	上級幹部科	消防時事、業務管理、人事管理、危機管理、現場指揮	11
	中級幹部科	消防時事、業務管理、安全管理、現場指揮	13
	初級幹部科	消防時事	1
専科教育	警防科	警防行政の現状と課題、警防行政概論、消防戦術と安全管理	12
	特殊災害科	特殊災害の概論、活動要領、安全管理	12
	予防査察科	予防査察行政の現状と課題、査察、違反処理、危険物規制	14
	危険物科	危険物行政の現状と課題、危険物規制	3
	火災調査科	原因調査関係法規、鑑識・鑑定、調査書類	17
	救助科	安全管理、災害救助対策、消防運用	10
	救急科	救急業務及び救急医学の基礎	1
その他	情報公開	1	
計			95



緊急消防援助隊教育科 指揮隊長コース(第5回)

新年度を迎え、4月20日(月)から24日(金)までの5日間、緊急消防援助隊教育科・指揮隊長コース(第5回)が開講されました。4月期の人事異動後間もない時期に開講する本コースは、全国から緊急消防援助隊の指揮支援部隊長、指揮支援隊長、都道府県隊長又は都道府県隊指揮隊長として活躍が期待される35名で構成され、緊急消防援助隊の指揮者として必要な知識及び能力の修得に努めました。

今回のコースでは、昨年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震において消防応援活動調整本部員及び指揮支援部隊長として活躍された方を講師として招き、受援側の調整の苦労や他機関との連携に関すること、また、支援隊として応援消防機関の相互連携に関し奏効した事例などの講義を受け、今後更に緊急消防援助隊の連携と迅速な出動体制の確立に向けた受援・支援計画の策定等について認識を深めました。

また、各都道府県の緊急消防援助隊としての活動事例や緊急消防援助隊ブロック合同訓練における教訓を持ち



災害活動事例を発表する学生

寄り、緊急消防援助隊としての活動を円滑に行えるよう学生間で情報の共有化を図りました。

さらに、本コースの終盤では、消防応援活動調整本部の運営要領についての図上訓練を実施し、学生が被災都道府県の調整本部員又は指揮支援部隊長等となり、時間経過とともに与えられる大規模災害や部隊の進出状況に対し、どのような対応していくのかを検証しました。

研修後の感想では、「実災害での体験談を聴講し、各級指揮者としての任務の重要性及び困難性を学ぶことができた。」「図上訓練を通じて受援側の難しさを再認識することができた。」などのほか、「研修を通じて部隊運用の要領、派遣時の留意事項が理解できた。」との声が寄せられました。

全ての学生が、緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等として何時出動要請があってもおかしくないという切迫感を持って真剣に授業に臨み、短い期間でしたが中身の濃い有意義なコースとなりました。



消防応援活動調整本部の運営を想定した図上訓練風景

台風に対する備え

防災課

例年、夏ごろを中心に日本には台風が襲来します。日本列島に台風が接近、上陸すると、台風の周辺では大雨や強風による大きな被害をもたらされます。

台風による被害は日本国内のどこでも起こる可能性があります。台風による被害を軽減するためには、日ごろからその対策を準備しておくことが大切です。

台風とは

熱帯の海上で発生する低気圧を熱帯低気圧と呼びますが、このうち北西太平洋や南シナ海に存在し、中心付近の最大風速がおよそ17m（風力8：気象庁風力階級）以上のものを「台風」と呼びます。

台風は、日本の南の暖かい海上で、水蒸気をエネルギー源として発達します。台風の中心に向かって反時計回りに風が吹き込み、中心に近いほど風が強くなります。また、台風の進行方向に向かって右側では、台風自身の風と台風を移動させる風が同じ方向となっているため、特に強い風が吹いています。

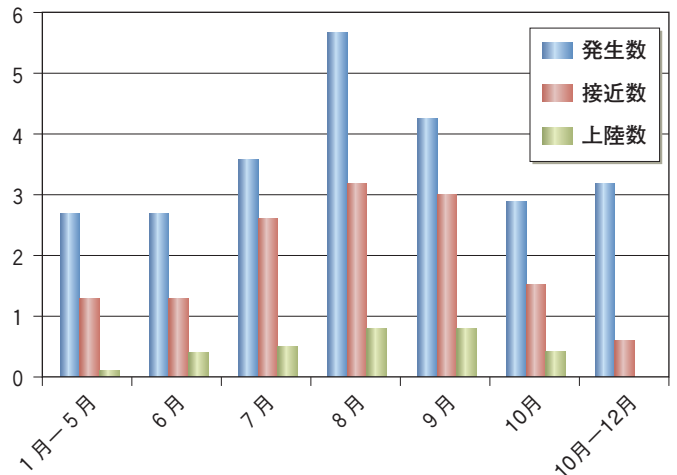
台風の眼のまわりを積乱雲が取り巻いているために、台風は広い範囲に長時間にわたって雨を降らせます。また、台風に向かって暖かく湿った空気が流れ込む影響で日本付近の前線活動が刺激され、結果として台風から離れた場所でも大きな被害を引き起こすことがあります。さらに、台風から変わった温帯低気圧が大雨などの被害をもたらすこともあります。

台風による災害

台風が日本に近付くと、さまざまな災害につながる可能性があります。大雨によって河川が氾濫し、堤防が決



平成19年9月 河川の氾濫により浸水した家屋
(写真提供：秋田県)



台風の月別発生数・接近数・上陸数
(平成11年～20年の平均。気象庁HPのデータより作成)

壊するなどして大規模な洪水被害が生じることがあるほか、短時間に降る強い雨によって中小河川の水位が急激に上昇し被害につながる場合があります。強風による家屋への被害や飛散物による物的・人的な被害、大雨によって地盤が緩んだことで地すべりやがけ崩れ、土石流などの土砂災害が発生したり、高潮、高波や突風などによる被害が発生することもあるので注意が必要です。

台風に備える

台風による被害を最小限にとどめるため、家庭においてはあらかじめ窓や雨戸の補強をする、非常用品を揃えておく、避難場所を確認するなどの準備をしておくほか、常に台風に関する情報に注意し、むやみな外出を控え、危険と判断される際には早めに避難することが大切です。

また地域においては、普段から自治体や消防機関などと一体となった地域ぐるみの防災体制を整えておくことが災害被害の軽減につながります。例えば、地域住民の参加のもと、避難誘導や救出・救護など実践的な防災訓練を重ねることにより、いざという時にその訓練の成果が活かされるだけでなく、地域住民の防災意識の喚起にもつながります。子どもたちに対する防災意識の啓発や、災害時要援護者に対する支援体制を整備することも重要です。

特に、大規模な災害時には、防災関係機関のみでの初動体制が不十分となる場合が想定されます。地域の人々が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に立ち、連帯感を持ちながら自主的な防災活動に取り組むことが重要です。

住民自らによる災害への備え

防災課

我が国は、その位置、地形や気象などの自然条件から、地震、台風、集中豪雨、洪水などによる自然災害が発生しやすい環境にあります。

平成20年度には、岩手・宮城内陸地震や8月末の豪雨など、全国各地で大規模な自然災害による被害が発生しました。

また、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震については、いつ起こっても不思議ではないと指摘されており、このような事態が発生すると、地震の揺れや津波などによって甚大な被害が広範囲に発生すると予測されています。

大規模災害時には被害が大きくなればなるほど、行政機関による災害対応にはおのずと限界が生じます。そこで大きな役割を果たすのが、地域住民自らによる防災活動です。

地域住民による防災組織として、自主防災組織があります。自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、地域で住民が自主的に結成する組織のことで、平成20年4月1日現在、全国市区町村のうち1,649市区町村で13万3,344の自主防災組織が設置されています。平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機に、自主防災組織の重要性が見直され、全国各地で自主防災組織の育成に積極的に取り組まれるようになってきています。

連携による活動の活性化

今後、自主防災組織の活動がさらに活性化し、大規模災害に対し効果的に対応するためには、日ごろから地域の防災活動団体と連携することが望まれます。連携先には、他の自主防災組織のほか、消防団、学校、企業などの地域の様々な活動団体が考えられます。各団体が行う活動と自主防災組織の



住民による要救助者の搬送訓練
(写真提供：豊中市消防本部)

活動を結びつけ、お互いの得意分野を活かして補完しあうことにより、地域の防災力を高めることが可能になります。

連携により可能となることを、連携先ごとに以下の表にまとめてみました。

連携先(例)	連携により可能となること(例)
他の自主防災組織	①災害時の応援協力ができる ②合同訓練を実施し、より大規模な災害に対応できる ③資機材等の共同保有・活用ができる
消防団	①自主防災組織と消防団が相互に連携した消防・救助活動が展開できる ②消防団による様々なアドバイスを受けることができる
小・中・高等学校 大学等	①防災教育、人材育成の協力が得られる ②若い世代の協力が期待できる
社会福祉協議会・ 福祉団体等	①災害時に援護が必要な方の情報が得られる ②避難所での生活支援や心身のケアを提供できる
災害ボランティア	公的な活動では実現しにくいきめ細かな対応が可能となる
婦人(女性)防火 クラブ	①家庭における安心・安全活動の啓発が期待できる ②日中の防災活動の支援を期待できる
企業(事業所)	①救助・救出、避難活動への従業員の協力が期待できる ②避難所として用地の活用ができる ③物資・資機材による協力が期待できる
医療機関	救護・搬送の協力が期待できる

いざという時に良きパートナーとして災害活動をするためには、普段から地域の防災活動団体と連携・協力関係を築き、地域における人的ネットワーク(つながり、結びつき)を広げ、地域コミュニティの強化を図っていくことが大切です。

自主防災組織については、消防庁が作成した「自主防災組織の手引」に詳しく記載しています。下記のURLからご覧になれますので、ぜひ参考にして下さい。

http://www.fdma.go.jp/html/life/jisyubousai/hp/pdf/tebiki_0703.pdf



石油コンビナートの事故防止体制の 充実強化の徹底

特殊災害室

我が国の石油コンビナート防災

我が国における石油コンビナート地帯は、大都市に近接して設けられているところが多く、爆発、火災等の事故が発生した場合は、大規模で特異な災害へ発展する可能性があると言われています。

そのため、石油コンビナート等災害防止法（以下「石炭法」という。）では、大量の石油又は高圧ガスが取り扱われている区域を「石油コンビナート等特別防災区域」（以下「特別防災区域」という。）として政令で指定し、消防法、高圧ガス保安法、災害対策基本法その他の災害の防止に関する法律と相まって、特別防災区域における総合的な防災対策の推進を図っています。

これは、消防法、高圧ガス保安法等による個々の施設等に対する規制に加えて、各施設のレイアウトや事業所相互間の関係等いわゆる特別防災区域における面的な災害防止を図ることを特色として、国、地方公共団体、事業者の三者による総合的な防災体制をもって、特別防災区域に係る災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とするものです。

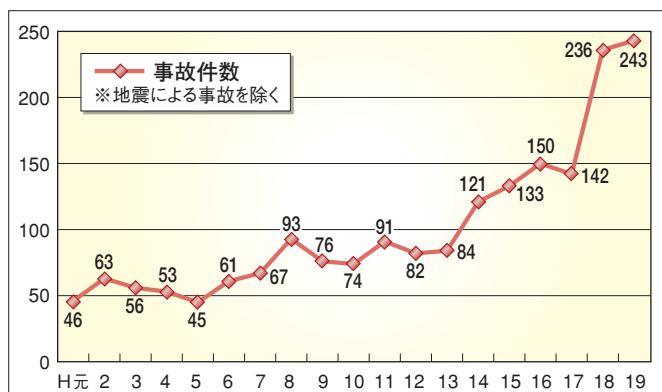
災害の発生及び拡大の防止に向けて

ここ数年、特別防災区域の特定事業所における事故（石炭法第23条に規定する「火災、爆発、漏えい等の異常現象」をいう。）は増加傾向にあり、平成19年中の事故は243件と統計を取り始めて以来、過去最高を記録しました。

事故の特徴としては、漏えい事故が大きく増加するとともに、屋外タンク貯蔵所の事故件数が前年の2倍になる等、大規模な事故の発生及び拡大が懸念される状況になっています。また、負傷者数は前年より減少したものの、死者数にあっては統計を取り始めて以来、過去最多となっています。

これらの事故の多くは、大量の危険物及び高圧ガスを貯蔵し取り扱うレイアウト対象の特定事業所で発生しているほか、一部の特別防災区域又は特定事業所に集中して発生する傾向にあり、事故が頻発している特定事業所における事故防止体制の充実強化の徹底が必要であると考えられるところです。また、事故要因を分析すると、

特別防災区域の特定事業所における事故件数の推移



管理不十分等の人的要因によるものが約51%を占めるほか、事故の4分の1は腐食劣化により発生しています。

このような事故の発生状況を踏まえ、予防規程などの保安基準の総点検や腐食劣化対策を積極的に推進するとともに、応急体制の再確認など、事故防止体制に更なる万全を期していただく必要があります。

特定事業所の事故防止体制の充実強化に向けた消防庁の取組

(1) 石油コンビナート災害の低減に向けたレイアウト規制の合理化の検討

特定事業所における災害の発生及び拡大の防止を図るため、老朽化した設備等の早急な更新が促進されるよう、現行のレイアウト規制（敷地面積の区分等に応じた敷地内通路の位置・幅員及び空地等の設置など）に基づき確保される安全性と同等の安全性を担保する方策（必要となる代替措置の方法・規模・能力等）及び検証方法等について検討する予定です。

(2) 内部浮きぶた付き屋外タンクの異常時における対応マニュアル作成の検討

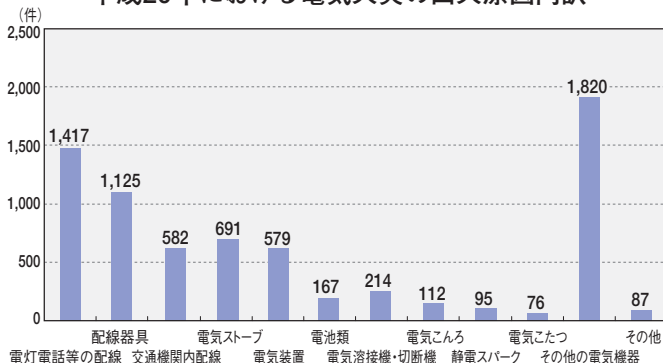
大規模地震の切迫性も指摘されている中、地震時には多数のタンクで、浮きぶたの沈没等が発生することが懸念されています。このような状況を踏まえ、特定事業者及び消防機関が迅速かつ的確な防災活動を行うことができるよう、対応マニュアルの整備を目的として、内部浮きぶたの異常時における応急措置の方法及び消防活動上の留意点等を検討する予定です。

電気器具の安全な取扱い

予防課

電気器具は便利なものですが、使用者の取扱いの不注意や誤った使用方法から火災となる場合があります。(下図参照)

平成20年における電気火災の出火原因内訳



平成20年の火災件数は5万2,394件となっており、そのうち電気火災の件数は6,965件で全体の13.3%を占めています。

電気器具を使用する際には、次のことに注意しましょう。

電気器具の点検の実施

扇風機や電気ストーブなどの季節的に使用する電気器具は、毎年使用する前に必ず点検をしましょう。また、使用中に普段と違った音や動きに気付いたときは、すぐに使用を止め、コンセントから差込プラグを抜いて、専門の業者に点検をしてもらいましょう。

電気器具の正しい使用

電気器具を本来の用途以外に使用した場合、器具に負荷がかかり、過熱し火災の原因になることがあります。使用に際しては、取扱説明書をよく読み、その機能を十分に理解し正しく使用しましょう。

また、アイロンやヘアドライヤーなどは、スイッチを切り忘れたまま放置しておくと火災の原因となります。使用しないときは、機器のスイッチを切るだけでなく差込プラグをコンセントから抜いておきましょう。

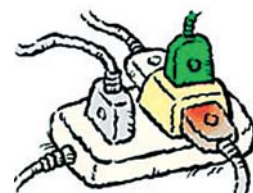


使用後はすぐにスイッチを切る習慣をつけましょう。

電気配線等からの出火防止

家電製品やOA機器の普及により、数多くの電気器具を使用するようになりました。

このため、使用する電気器具に対しコンセントが不足し、たこ足配線になりがちです。コンセントの電気の許容量を超えて電気器具を使用するとコンセントが過熱し、火災の原因となるので、たこ足配線は絶対にやめましょう。



たこ足配線はやめましょう。

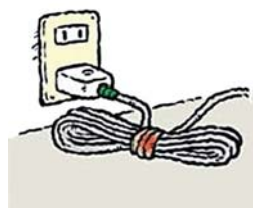


傷ついたコードを使用しないようにしましょう。

また、差込プラグにほこりなどが付着したまま長い間コンセントに差し込んだ状態にしておくことにより、差込プラグの両刃間に電気が流れ、ショートし

て火災になることがあります(トラッキング火災)。外出時や就寝時はもとより器具を使用しない時には、差込プラグを抜いたり、付着したほこりなどを取り除くようにしましょう。

さらに、傷ついたコードを使用したり、束ねた状態や重い荷物が載った状態であると、その部分に負荷がかかり、断線して、出火する可能性がありますので、大変危険です。



コードを束ねて使うのはやめましょう。

【注意事項】

- ① 使用しないときには、**コンセント**を抜く。
- ② **たこ足配線**は、絶対にやらない。
- ③ **差込プラグ**に付着したほこりなどは取り除く。
- ④ **傷んだコード**は使用しない。
- ⑤ コードは**束ねた状態**で使用しない。

平成21年度消防防災機器の開発等、消防防災科学論文及び原因調査事例募集要領

消防大学校 消防研究センター

1. 趣 旨

消防科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に寄与することを目的として、優秀な消防防災機器の開発・改良、消防防災科学に関する論文及び原因調査に関する事例報告を消防庁長官が表彰する制度です。

2. 主 催 総務省消防庁

3. 募集の範囲

(1) 消防防災機器の開発・改良

消防防災活動において活用するために創意工夫された機器等だけでなく、特許・実用新案などの権利のある発明も含まれます。

(2) 消防防災科学に関する論文

消防防災活動における問題点を技術的な観点から解決あるいは考察した内容で、消防防災分野で活用が期待できるものとしします。

(3) 原因調査に関する事例報告

消防機関において実施された原因調査で、消防防災科学技術の観点からみて、優れた原因調査事例であり、今後の調査業務の高度化への寄与が期待できるものとしします。なお、事例報告は一般に公開されますので、個人情報等に注意して下さい。また、係争中の事例の応募はできません。

4. 応募者の区分

応募者の区分は、次のとおりです。

- (1) 消防吏員もしくは消防団員、又はそれらのグループ(消防防災に係わる職員を含む。)
- (2) (1)以外の個人もしくはグループ

5. 応募作品

- (1) 「消防防災機器の開発・改良」の場合
 - ・新規に開発・改良されたもの。(ただし、市販化しているものは、平成16年4月1日以降のものに限る。)
- (2) 「消防防災科学に関する論文」の場合
 - ・新規に著されたもの。(ただし、雑誌等に掲載されたものは、当該雑誌等の発行が平成18年4月1日以降のものに限る。)
- (3) 「原因調査に関する事例報告」の場合
 - ・平成16年4月1日以降に行われた調査事例。
 - ・調査技術会議での発表と重複する事例は、一般に公開される事を考慮して新たに作成すること。

なお、(1)(2)(3)ともに、過去に応募したものと同一の作品あるいは他機関の表彰等への重複応募作品は対象外とします。また、応募作品は返却しません。

6. 応募の様式

所定の様式により、日本語で作成したものとします。様式は消防研究センターのホームページをご覧ください。

7. 表彰及び賞

- (1) 表彰状及び副賞を授与します。
- (2) 表彰作品の点数は次のとおりです。

① 優秀賞

消防防災機器の開発・改良	10点以内
消防防災科学に関する論文	10点以内
原因調査に関する事例報告	10点以内

② 奨励賞

消防防災機器の開発・改良、消防防災科学に関する論文及び原因調査に関する事例報告3点以内

8. 作品の評価のポイント

- (1) 消防防災機器の開発・改良及び消防防災科学に関する論文について
 - 技術的、学術的な創意・工夫を有するもの、先見性を有するもの。
- (2) 原因調査に関する事例報告について
 - 技術的な創意・工夫を有するもの、今後の原因調査業務の高度化への寄与が期待できるもの。

9. 表彰者の発表

平成21年10月中に表彰者を決定し、発表します。なお、表彰者には直接その旨を通知します。

表彰作品は、第57回全国消防技術者会議(平成21年11月25日、26日開催)で発表していただきます。

また、消防研究センターの機関誌「消研輯報」及び消防研究センターホームページに掲載します。

10. 応募の方法

下記あて先に郵送又は電子メールにて送付のこととします。

11. 受付締切日

平成21年7月31日(金)(郵送の場合当日消印有効、電子メールの場合締切日以内に到着したもの)

12. あて先及び問い合わせ先

総務省消防庁消防大学校消防研究センター 研究企画部
〒182-8508 東京都調布市深大寺東町4丁目35番3号
電話：0422(44)8331(代表) F A X：0422(42)7719
消防研究センターホームページ <http://www.fri.go.jp/>
E-mail：hyosho2009@fri.go.jp



【平成20年度優秀賞】
応急担架に転用できるベッドパッドの開発
(愛知郡広域行政組合消防本部)



【平成20年度優秀賞】
硫化水素除去装置の開発
(大阪市消防局)

新型インフルエンザ対策について

- 新型インフルエンザに関しては、5月9日(土)に成田空港検疫所の水際で、5月16日(土)に兵庫県、5月17日(日)に大阪府で国内感染患者が確認され、その後、滋賀県、東京都、神奈川県、京都府、埼玉県と感染が拡大しています。
- 5月25日(月) AM8:00現在で、国内感染者337名、水際での発見6名、合計343名の感染患者が確認されています。また、消防機関が救急搬送を実施した新型インフルエンザ疑い患者等は60名(出動件数52件)であり、そのうち5名について、新型インフルエンザ感染患者であったことが確認されています。
- 政府としては、4月28日(火)に総理大臣を本部長とする閣僚級の新型インフルエンザ対策本部を設置し、また、消防庁としても、同日に消防庁長官を本部長とする消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部を設置し、新型インフルエンザの発生に伴う事態に適切かつ迅速に対処するため、一丸となって取り組んでいます。
- 消防機関においては、救急業務の中で新型インフルエンザに感染している患者を搬送する可能性があることを念頭に、感染予防対策を徹底するとともに、万一感染がまん延した場合における、消防業務を継続するための体制の確認をお願いします。

4月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第143号	平成21年 4月 3日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成21年度防火対象物実態調査の実施について
消防災第157号	平成21年 4月 8日	各都道府県消防防災主管課長	消防庁防災課長	地方公共団体が設置する震度計の具体的な配置基準について
消防予第154号 消防技第 16号 消防救第 67号	平成21年 4月14日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	製品火災に係る報告について
消防特第 69号 消防応第138号	平成21年 4月15日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長 消防庁応急対策室長	林野火災に対する警戒強化及び空中消火等の積極的な活用について
消防災第116号	平成21年 4月24日	各都道府県消防防災担当部長	消防庁防災課長	消防団の組織の取扱いについて

消防庁人事

平成21年5月15日付

氏 名	新	旧
大塚 大輔	出向（総務省大臣官房秘書課課長補佐へ）（外務省在英日本国大使館）併任解除	総務課課長補佐 併任 予防課消防技術政策室課長補佐

広報テーマ

6 月		7 月	
①危険物安全週間	危険物保安室 予防課 防災課	①台風に対する備え	防災課 防災課 特殊災害室 予防課
②住宅用火災警報器等の普及促進		②住民自らによる災害への備え	
③災害時要援護者対策の促進		③石油コンビナート災害の防止	
	④電気器具の安全な取扱い		